



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年5月22日火曜日 第2370号

◇ 目 次 ◇ 規 則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則..... 441

告 示

指定医師の所在地の変更..... 442
 指定医師の辞退の届出..... 442
 指定居宅サービス事業者の指定..... 443

指定居宅介護支援事業者の指定..... 444
 指定介護予防サービス事業者の指定..... 445
 指定居宅サービス事業の廃止..... 446
 指定居宅介護支援事業の廃止..... 446
 指定介護予防サービス事業の廃止..... 446
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 447
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）..... 447
 土地改良区役員の就退任の届出（4件）..... 449

規 則

○愛媛県規則第33号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成24年5月22日

愛媛県知事 中村時広

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（昭和46年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（監督処分 of 公示）</p> <p>第11条の2 法第81条第3項に規定する標識は、法第81条第1項の規定による命令の標識（様式第11号の2）によるものとする。</p> <p>様式第4号の2（第2条関係） 設計者の資格に関する申告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1～3 省略</p> <p>4 資格免許等の欄は、技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち国土交通大臣が定める部門の合格、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格等について記入してください。</p> <p>5～7 省略</p> <p>様式第5号（第3条関係） 既存の権利の届出書</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p>記入についての注意</p> <p>1 省略</p> <p>2 届出者の職業の欄は、自己の居住の用に供する建築物を建築する _____ 目的で権利を有する者にあつては記入の必要はありません。</p> <p>3～5 省略</p> </div>	<p>（監督処分 of 公示）</p> <p>第11条の2 法第81条第4項に規定する標識は、法第81条第1項の規定による命令の標識（様式第11号の2）によるものとする。</p> <p>様式第4号の2（第2条関係） 設計者の資格に関する申告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1～3 省略</p> <p>4 資格免許等の欄は、技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験 _____ のうち国土交通大臣が定める部門の合格、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格等について記入してください。</p> <p>5～7 省略</p> <p>様式第5号（第3条関係） 既存の権利の届出書</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p>記入についての注意</p> <p>1 省略</p> <p>2 届出者の職業の欄は、自己の居住の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第1種特定工作物を建設する目的で権利を有する者にあつては記入の必要はありません。</p> <p>3～5 省略</p> </div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第683号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成24年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
松 本 有 司	社会医療法人同心会西条中央病院	西条市朔日市804番地	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4丁目5-5	平成23年 4月1日
平 澤 泰	喜 多 医 師 会 病 院	大洲市徳森2632-2	加 戸 病 院	喜多郡内子町内子771番地	平成24年 1月1日
浪 口 孝 治	愛 媛 県 立 南 宇 和 病 院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	医 療 法 人 住 友 別 子 病 院	新居浜市王子町3番1号	平成24年 3月1日
亀 井 節 也	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成24年 4月1日
平 岡 千 寛	医療法人愛会石川病院	四国中央市上分町732-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成24年 4月1日
濱 上 智 子	西 予 市 立 宇 和 病 院	西予市宇和町卯之町1丁目246-1	大洲市国民健康保険河辺診療所	大洲市河辺町植松428番地	平成24年 4月1日
山 元 英 資	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4-5-5	社会医療法人真泉会今治第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	平成24年 4月1日
眞 柴 寿 枝	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成24年 4月1日
河 邊 美 香	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成24年 4月1日
野 口 毅	医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	野口眼科・内科・循環器内科	四国中央市中曾根町1673-1	平成24年 4月1日
青 野 潤	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	喜 多 医 師 会 病 院	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成24年 4月1日
加 藤 丈 陽	西 予 市 立 野 村 病 院	西予市野村町野村9-53	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	平成24年 4月1日
伊 藤 俊 雄	医療法人朝陽会美須賀病院	今治市黄金町3丁目4-8	社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739	平成24年 4月1日
山 下 泰 治	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成24年 4月1日
依 光 展 和	西 予 市 立 野 村 病 院	西予市野村町野村9-53	西 予 市 立 宇 和 病 院	西予市宇和町卯之町一丁目246番地1	平成24年 4月1日
藤 井 裕 子	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	西条市朔日市269-1	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1-1	平成24年 4月3日

○愛媛県告示第684号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険中央診療所	清 水 雄 三	北宇和郡松野町大字延野々1406番地4	平成24年 3月31日
肢体不自由・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	坂 川 太 一	西条市朔日市榎ヶ坪269-1	平成24年 3月31日

肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	廣 瀬 純 成	西条市朔日市字櫻ヶ坪269 - 1	平成24年 3月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	山 上 隆 司	西条市朔日市字櫻ヶ坪269 - 1	平成24年 3月31日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人住友別子病 院	佐 伯 祐 司	新居浜市王子町3番1号	平成24年 3月31日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	佐々木 豊 和	東温市志津川	平成24年 3月31日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	西 田 智 保	東温市志津川	平成24年 3月31日
心 臓 機 能 障 害	小 児 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	山 本 英 一	東温市志津川	平成24年 3月31日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	藤 淵 剛 次	東温市志津川	平成24年 3月31日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人愛媛会石川 病院	平 岡 千 尋	四国中央市上分町732番地1	平成24年 3月31日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	医療法人愛媛会石川 病院	戸 田 皓 大	四国中央市上分町732番地1	平成24年 3月31日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	内科・胃腸科	財団法人積善会附属 十全総合病院	須 崎 紀 一	新居浜市北新町1番5号	平成24年 4月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	西 条 中 央 病 院	松 原 涉	西条市朔日市804番地	平成24年 4月12日
肢体不自由・音声・言語・肝臓 機能障害	内 科	医療法人康仁会西岡 病院	松 原 寛	四国中央市金子2丁目7 - 22	平成24年 5月7日

○愛媛県告示第685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成24年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社トーカイ	トーカイ訪問入浴サービス松山	愛媛県松山市南久米町110番地	平成24年4月1日	訪問入浴介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ松山営業所	愛媛県松山市南久米町110番地	平成24年4月1日	福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ松山営業所	愛媛県松山市南久米町110番地	平成24年4月1日	特定福祉用具販売
株式会社かめ	ヘルパーステーションかめ	愛媛県松山市勝山町二丁目155番地1 メゾン・ドール勝山205号	平成24年4月1日	訪問介護
社会福祉法人道真会	指定短期入所生活介護事業所吉田ステ イ	愛媛県松山市南吉田町1788番地1	平成24年4月1日	短期入所生活介護
株式会社よしまる	デイサービス未来まさき	愛媛県伊予郡松前町筒井361番1	平成24年4月1日	通所介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ今治営業所	愛媛県今治市東村南二丁目2 - 13	平成24年4月1日	福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ今治営業所	愛媛県今治市東村南二丁目2 - 13	平成24年4月1日	特定福祉用具販売
株式会社トーカイ	トーカイ訪問入浴サービス今治	愛媛県今治市東村南二丁目2 - 13	平成24年4月1日	訪問入浴介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7番16号	平成24年4月1日	福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7番16号	平成24年4月1日	特定福祉用具販売
株式会社希望	訪問入浴介護ぬくもり	愛媛県宇和島市坂下津甲381番地217	平成24年4月1日	訪問入浴介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ大洲営業所	愛媛県大洲市菅田町菅田甲1312番地1 アネックス堀川1F	平成24年4月1日	福祉用具貸与

株式会社トーカイ	株式会社トーカイ大洲営業所	愛媛県大洲市菅田町菅田甲1312番地 1 アネックス堀川 1 F	平成24年 4 月 1 日	特定福祉用具販売
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市郷二丁目 1 番10号	平成24年 4 月 1 日	福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市郷二丁目 1 番10号	平成24年 4 月 1 日	特定福祉用具販売
株式会社サスケ	株式会社サスケ福祉事業部	愛媛県新居浜市西町 1 番30号 株式会 社白石設計 3 階	平成24年 4 月 1 日	福祉用具貸与
株式会社サスケ	株式会社サスケ福祉事業部	愛媛県新居浜市西町 1 番30号 株式会 社白石設計 3 階	平成24年 4 月 1 日	特定福祉用具販売
株式会社サスケ	訪問介護事業所まごころ	愛媛県四国中央市土居町津根3357 - 1	平成24年 4 月 1 日	訪問介護
株式会社四国中央興産	ヘルパー事業所きずな	愛媛県四国中央市中之庄町462番地 1 のんびりライフタウンかがやき 1 階	平成24年 4 月 1 日	訪問介護
株式会社四国中央興産	デイサービスきずな	愛媛県四国中央市中之庄町462番地 1 のんびりライフタウンかがやき 1 階	平成24年 4 月 1 日	通所介護
社会福祉法人泰斗福祉会	デイサービスかしま	愛媛県松山市苞木甲200番地	平成24年 4 月 2 日	通所介護
有限会社たんぼ介護サービス	たんぼ訪問看護ステーション	愛媛県東温市見奈良399番地	平成24年 4 月10日	訪問看護
医療法人福井整形外科麻酔科	介護付有料老人ホームふくふく湊町	愛媛県松山市湊町二丁目 6 - 4	平成24年 4 月11日	特定施設入居者生 活介護
特定非営利活動法人ぼっかぼか川之江	まごころはうすかまやん	愛媛県四国中央市川之江町1660番地 8	平成24年 4 月23日	通所介護

○愛媛県告示第686号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成24年 5 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社トーカイ	トーカイ居宅介護支援事業所松山	愛媛県松山市南久米町110番地	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
エンドレス・サマークラブ株式会社	ケアプラン作成所和田	愛媛県松山市和田甲378番地68	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
株式会社かめ	ケアプランセンターかめ	愛媛県松山市勝山町二丁目155番地 1 メゾン・ドール勝山205号	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
社会福祉法人泰斗福祉会	居宅介護支援事業所ウィング	愛媛県松山市苞木甲200番地	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
合同会社UMI	居宅介護支援事業所うみ	愛媛県東温市下林甲1490番地 2	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
株式会社なでしこ	株式会社なでしこ居宅介護支援事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3699 - 2 釜下ハイツ	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
社会福祉法人野村町社会福祉協会	居宅介護支援事業所しいのき園	愛媛県西予市野村町野村 8 号467番地	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
株式会社サスケ	居宅介護支援事業所まごころ	愛媛県四国中央市土居町津根3357 - 1	平成24年 4 月 1 日	居宅介護支援
有限会社たんぼ介護サービス	たんぼ介護支援センター	愛媛県東温市見奈良399番地	平成24年 4 月10日	居宅介護支援
株式会社富士ライフサポート	富士ライフサポート居宅介護支援事業 所	愛媛県今治市美須賀町一丁目 1 - 11	平成24年 4 月20日	居宅介護支援

○愛媛県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成24年5月22日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社トーカイ	トーカイ訪問入浴サービス松山	愛媛県松山市南久米町110番地	平成24年4月1日	介護予防訪問入浴介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ松山営業所	愛媛県松山市南久米町110番地	平成24年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ松山営業所	愛媛県松山市南久米町110番地	平成24年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社かめ	ヘルパーステーションかめ	愛媛県松山市勝山町二丁目155番地1 メゾン・ドール勝山205号	平成24年4月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人道真会	指定短期入所生活介護事業所吉田ステイ	愛媛県松山市南吉田町1788番地1	平成24年4月1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	デイサービスセンターじゅらく	愛媛県伊予市米湊768番地2 伊予市 老人福祉センター	平成24年4月1日	介護予防通所介護
株式会社よしまる	デイサービス未来まさき	愛媛県伊予郡松前町筒井361番1	平成24年4月1日	介護予防通所介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ今治営業所	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成24年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ今治営業所	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成24年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社トーカイ	トーカイ訪問入浴サービス今治	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成24年4月1日	介護予防訪問入浴介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7番16号	平成24年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ宇和島営業所	愛媛県宇和島市保手二丁目7番16号	平成24年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社希望	訪問入浴介護ぬくもり	愛媛県宇和島市坂下津甲381番地217	平成24年4月1日	介護予防訪問入浴介護
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ大洲営業所	愛媛県大洲市菅田町菅田甲1312番地1 アネックス堀川1F	平成24年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ大洲営業所	愛媛県大洲市菅田町菅田甲1312番地1 アネックス堀川1F	平成24年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市郷二丁目1番10号	平成24年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社トーカイ	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市郷二丁目1番10号	平成24年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社サスケ	株式会社サスケ福祉事業部	愛媛県新居浜市西町1番30号 株式会 社白石設計3階	平成24年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社サスケ	株式会社サスケ福祉事業部	愛媛県新居浜市西町1番30号株式会 社白石設計3階	平成24年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
有限会社リベット	デイサービスセンター池さん	愛媛県西条市小松町南川甲236番地5	平成24年4月1日	介護予防通所介護
株式会社サスケ	訪問介護事業所まごころ	愛媛県四国中央市土居町津根3357-1	平成24年4月1日	介護予防訪問介護
株式会社四国中央興産	ヘルパー事業所きずな	愛媛県四国中央市中之庄町462番地1 のんびりライフタウンかがやき1階	平成24年4月1日	介護予防訪問介護
株式会社四国中央興産	デイサービスきずな	愛媛県四国中央市中之庄町462番地1 のんびりライフタウンかがやき1階	平成24年4月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人泰斗福祉会	デイサービスかしま	愛媛県松山市苞木甲200番地	平成24年4月2日	介護予防通所介護
有限会社たんぼぼ介護サービス	たんぼぼ訪問看護ステーション	愛媛県東温市見奈良399番地	平成24年4月10日	介護予防訪問看護
医療法人福井整形外科麻酔科	介護付有料老人ホームふくふく湊町	愛媛県松山市湊町二丁目6-4	平成24年4月11日	介護予防特定施設入居者生活介護

特定非営利活動法人ぽかぽか川之江	まごころはうすかまやん	愛媛県四国中央市川之江町1660番地 8	平成24年 4月23日	介護予防通所介護
------------------	-------------	----------------------	-------------	----------

○愛媛県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ケアサポートまごころ	株式会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市立花二丁目5-35 コーポラスいが1階	平成24年 4月1日	訪問介護
株式会社ひより	株式会社ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2 日正グランハイツ102号室	平成24年 4月1日	訪問介護
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市社協訪問入浴事業所	愛媛県伊予市米湊723番地1 伊予市庁第2別館	平成24年 4月1日	訪問入浴介護
株式会社光進	デイサービスセンター遊楽荘	愛媛県松山市和気町一丁目27番地	平成24年 4月15日	通所介護
有限会社イヨメディカル	指定通所介護事業所みゆき	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成24年 4月28日	通所介護
社会福祉法人すいよう会	指定訪問入浴介護事業所アソカ園	愛媛県新居浜市郷三丁目16番58号	平成24年 4月30日	訪問入浴介護

○愛媛県告示第689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ひより	居宅介護支援事業所ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2 日正グランハイツ102号室	平成24年 4月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第690号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ケアサポートまごころ	株式会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市立花二丁目5-35 コーポラスいが1階	平成24年 4月1日	介護予防訪問介護
株式会社ひより	株式会社ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2 日正グランハイツ102号室	平成24年 4月1日	介護予防訪問介護
株式会社光進	デイサービスセンター遊楽荘	愛媛県松山市和気町一丁目27番地	平成24年 4月15日	介護予防通所介護
有限会社イヨメディカル	指定通所介護事業所みゆき	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成24年 4月28日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第691号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）デオデオ松山北店
松山市平田町209 - 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 エディオ
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
代表取締役 久保 允誉
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 エディオ
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
代表取締役 久保 允誉
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年1月2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,537.2平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
62台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積

42.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

8.25立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成24年 5月 2日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第692号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
マルナカ東予店	西条市周布190番外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか5者	株式会社マルナカほか7者	平成23年10月28日外	平成24年5月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第693号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 5 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルナカ東予店	西条市周布190番外	駐車場の位置及び収容台数	2箇所 427台	1箇所 329台	平成22年 11月5日	平成24年 5月14日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	7箇所	4箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第694号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 5 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルナカ東予店	西条市周布190番外	駐車場の収容台数	329台	370台	平成24年 6月1日	平成24年 5月14日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	5箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	伊 東 幸 雄	西条市禎瑞97番地
"	石 川 修 文	西条市禎瑞593番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	福 田 陽 一	西条市禎瑞633番地
"	井 上 一 夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬 尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安 藤 雅 康	西条市禎瑞1196番地
"	加 藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	高 木 球 輝	西条市禎瑞1000番地
"	津 島 邦 嘉	西条市禎瑞1222番地
"	川 村 輝 夫	西条市禎瑞1717番地
"	元 山 研 誠	西条市禎瑞1766番地
"	木 村 春 雄	西条市禎瑞2002番地
"	矢 葺 健 一	西条市禎瑞1903番地
"	小 林 昇	西条市禎瑞2295番地
"	小 林 幹 雄	西条市禎瑞2353番地
"	津 島 次 康	西条市禎瑞2287番地
監事	保 利 公 洋	西条市禎瑞273番地
"	田 中 勝 正	西条市禎瑞939番地 1
"	三 崎 洋 一	西条市禎瑞1205番地
"	藤 田 潔	西条市禎瑞1551番地
"	矢 葺 典 憲	西条市禎瑞1912番地
"	小 林 初 男	西条市禎瑞2345番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	伊 東 幸 雄	西条市禎瑞97番地
"	石 川 修 文	西条市禎瑞593番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	井 上 一 夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬 尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安 藤 雅 康	西条市禎瑞1196番地
"	加 藤 茂	西条市禎瑞893番地

"	高 木 球 輝	西条市禎瑞1000番地
"	高 橋 玄 一	西条市禎瑞993番地
"	安 藤 信 雄	西条市禎瑞1539番地 1
"	元 山 研 誠	西条市禎瑞1766番地
"	木 村 春 雄	西条市禎瑞2002番地
"	矢 葺 健 一	西条市禎瑞1903番地
"	小 林 孝 明	西条市禎瑞2277番地
"	小 林 幹 雄	西条市禎瑞2353番地
"	津 島 次 康	西条市禎瑞2287番地
監事	保 利 公 洋	西条市禎瑞273番地
"	田 中 勝 正	西条市禎瑞939番地 1
"	三 崎 宣 文	西条市禎瑞1181番地
"	安 藤 文 吾	西条市禎瑞1501番地 2
"	矢 葺 典 憲	西条市禎瑞1912番地
"	小 林 克 雄	西条市禎瑞2345番地

○愛媛県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番30号
"	宮 内 博	松山市東石井六丁目 9番23号
"	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番20号
"	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番 5号
"	明 知 堂 博	松山市東石井五丁目 4番 7号
"	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番 2号
"	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番 7号
"	浅 野 周 三	松山市東石井五丁目10番25号
監事	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目 5番 5号
"	宮 内 康 夫	松山市東石井五丁目 2番13号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番30号
"	竹 政 文 夫	松山市東石井五丁目 4番 5号
"	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番20号
"	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番 5号
"	明 知 堂 博	松山市東石井五丁目 4番 7号

"	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番2号
"	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番7号
"	明 智 安 巳	松山市東石井五丁目9番43号
監 事	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目5番5号
"	明 智 敏 昭	松山市東石井五丁目5番2号

○愛媛県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 川 建 樹	松山市久谷町637番地
"	大 森 政 徳	松山市久谷町甲367番地 1
"	麓 久 司	松山市久谷町1654番地
"	相 原 郁 夫	松山市浄瑠璃町867番地
"	原 順 二	松山市浄瑠璃町甲491番地 1
"	大 野 和 男	松山市浄瑠璃町甲180番地 4
"	岡 田 博 芳	松山市窪野町831番地
"	武 智 真 吾	松山市窪野町 2 番地
"	権名津 武 士	松山市窪野町1252番地
監 事	大 森 征 夫	松山市浄瑠璃町248番地
"	佐 野 政 民	松山市久谷町2196番地
"	古 川 靖 雄	松山市窪野町508番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 川 建 樹	松山市久谷町637番地
"	大 森 政 徳	松山市久谷町甲367番地 1
"	相 原 隆 志	松山市久谷町1613番地
"	山 内 隆 俊	松山市浄瑠璃町805番地
"	大 野 保 司	松山市浄瑠璃町404番地
"	井 口 武	松山市浄瑠璃町甲198番地
"	大 野 辰 昭	松山市窪野町2139番地
"	武 智 真 吾	松山市窪野町 2 番地
"	窪 田 高 幸	松山市窪野町1629番地
監 事	大 森 征 夫	松山市浄瑠璃町248番地
"	佐 野 政 民	松山市久谷町2196番地
"	松 下 幸 男	松山市窪野町162番地

○愛媛県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目 2 番15号
"	松 本 俊 一	松山市朝生田町一丁目15番17号
"	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町三丁目 4 番25号
"	朝 野 芳 雄	松山市朝生田町七丁目 8 番28号
"	大 西 基 治	松山市朝生田町四丁目 1 番 9 号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目 6 番 8 号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目 5 番25号
監 事	松 本 淳 一	松山市朝生田町三丁目 5 番32号
"	松 本 誠 一	松山市朝生田町三丁目 5 番18号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目 2 番15号
"	朝 野 武 雄	松山市朝生田町七丁目 7 番21号
"	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町三丁目 4 番25号
"	朝 野 芳 雄	松山市朝生田町七丁目 8 番28号
"	前 善次郎	松山市朝生田町二丁目 3 番 3 号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目 6 番 8 号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目 5 番25号
監 事	松 本 淳 一	松山市朝生田町三丁目 5 番32号
"	松 本 誠 一	松山市朝生田町三丁目 5 番18号